

(お知らせ)

## 土壤汚染対策法第 11 条第 1 項に基づく区域指定について

東洋ゴム工業株式会社（社長：信木明）は、当社が新研究開発拠点として 2012 年 5 月に購入した敷地（川西市矢間）のうち、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に定める基準に適合しないと認められる一部の土地について、同法第 14 条第 1 項に基づき指定の申請を行い、同法第 11 条第 1 項の規定により、形質変更時要届出区域として兵庫県より指定されましたことを、ここに報告致します。なお、周辺地域における地下水の影響については、調査の結果、地下水基準に適合しており、人の健康に対する影響のおそれはないと考えられます。

### 記

- 1 区域指定の種別 形質変更時要届出区域（指定公示日：平成 25 年 4 月 30 日）
- 2 区域指定の所在地 兵庫県川西市矢間 3 丁目 10-1（住所表記）  
川西市矢間 3 丁目 100 番 1、100 番 5、103 番 1、103 番 2、171 番 2  
（地番表示）  
指定面積 9,601.88 m<sup>2</sup>（101 単位区画）
- 3 指定基準に適合しないと認める特定有害物質の名称  
六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 4 土壤汚染状況調査の結果
  - (1) 当社が所有する前の所有者が、自主的に土壤汚染対策法に準拠して土壤汚染状況調査を実施していました。
  - (2) 調査の結果、土壤溶出量について全 85 区画（一部の区画で 2 物質の指定基準値超過が重複）で土壤汚染対策法に定める指定基準を超過していました。

超過項目	超過単位区画数 (10m区画)	超過濃度(最大)	指定基準値
六価クロム（溶出量）	5 区画	0.09mg/L	0.05mg/L
砒素（溶出量）	38 区画	0.076mg/L	0.01mg/L
ふっ素（溶出量）	43 区画	6.2mg/L	0.8mg/L

※当社は、今後の土地利用計画（工事）の都合により、指定基準を超過した土壤の敷地内での移動が必要なため、土壤汚染状況調査で指定基準値適合となった土地の一部（16 単位区画）についても区域指定の申請をしました。

調査機関によると、特に砒素、ふっ素による指定基準値超過土壤が発生した要因としては、地域的な特性による自然的要因（いわゆる自然由来）であるものと判断されております。

## 5 周辺の地下水利用状況・人への健康影響について

現場は、ネットフェンス等で立入禁止措置が図られています。

また、指定基準値不適合土壤による地下水への影響については、調査の結果、地下水基準に適合していることを確認致しました。

なお、周辺区域は上水道が敷設されており、地下水が一般的に飲用されていないものと、県から説明を受けております。

## 6 今後の取り組み

当社では、今後の土地利用に要する工事において、兵庫県他、関係機関の指導のもと、適正な汚染土壤の管理を実施してまいります。

以上